

個人識別番号保護シール事件

国際知財司法シンポジウム 2020



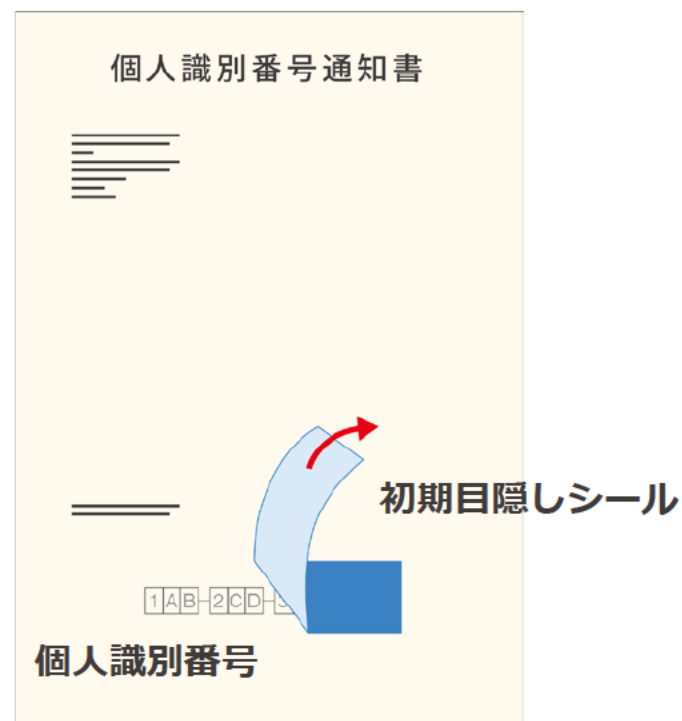
個人識別番号

- 繰り返し本人確認手段として利用
- **他人に見られないように管理**



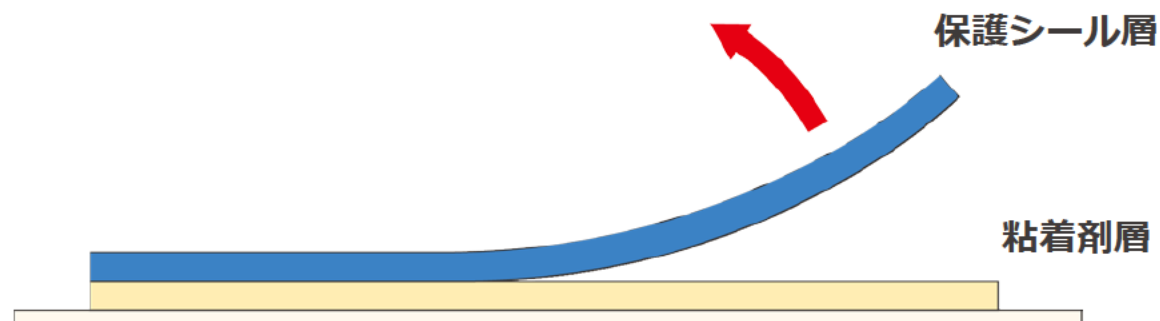
通知書

- 通知書により本人に通知
- 初期目隠しシールは剥離後破棄
- **放置すると他人に番号を盗み見られる**



個人識別番号保護シール

- 番号確認後は保護シールを貼って盗み見防止
- 一般の文房具店で販売
- 貼り直しができず、都度使い捨て
- **剥がすと、粘着剤層が残留**



- 保護シールを何度も利用
- 粘着剤層が次第に堆積
- **番号が判読不能に**



本件特許発明

- 番号の上は**非粘着領域**
- 粘着剤層が堆積しない
- **番号が判読不能にならない**



個人識別番号通知書の個人識別番号が記載されている部分に貼り付けて個人識別番号を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直しできない個人識別番号保護シールであって、前記個人識別番号保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも前記個人識別番号に接触する部分には前記個人識別番号通知書に粘着しない**非粘着領域を有する**ことを特徴とする個人識別番号保護シール。

文献 1

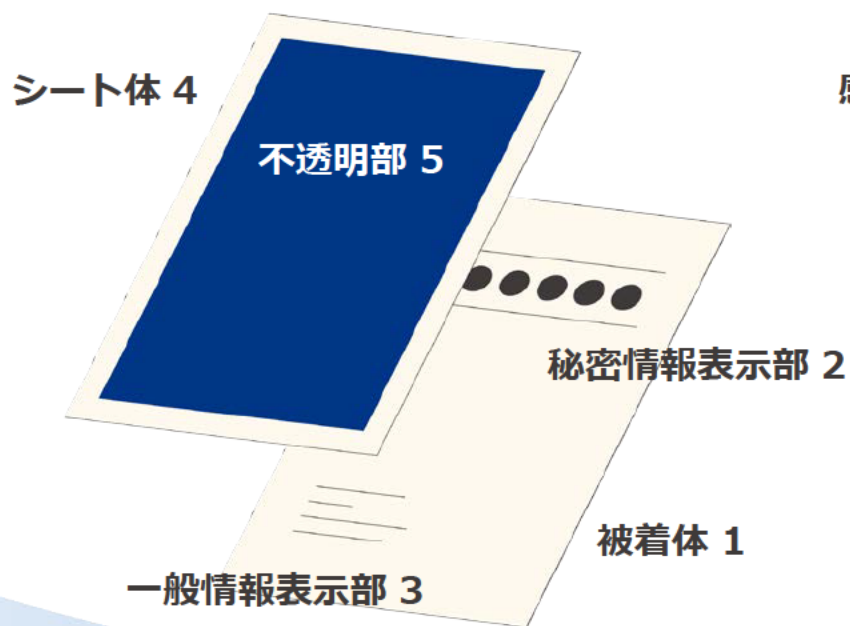
- 個人識別番号保護シール
- 署名により他人による剥離を感知
- **非粘着領域があるかは不明**

相違点



文献 2

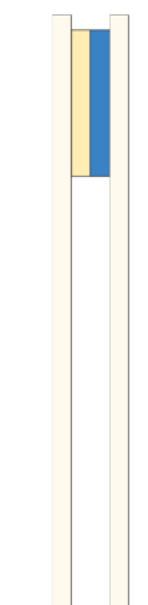
- 試験の可否結果などを保護するシート
- 転移する印刷層により他人の剥離を感知
- 情報部の上には、接着剤層がない**



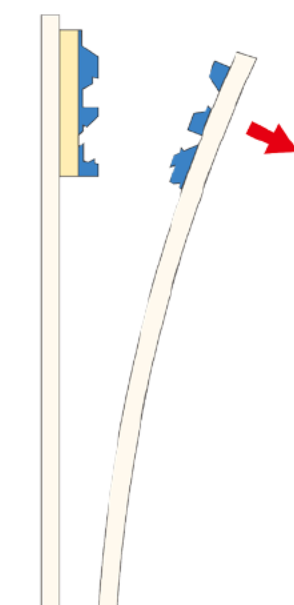
[図 1]



[図 2A]



[図 2B]



[図 2C]

文献 3

- シール利用者のブログ
- 本件特許発明の5年前に公開
- **唯一、番号の判読不能に言及**



比較表	本件特許発明	文献 1	文献 2	文献 3
用途	個人識別番号	個人識別番号	試験合否結果	個人識別番号
情報の性質	- 秘密性 - 反復性	- 秘密性 - 反復性	- 秘密性 - 一回性	- 秘密性 - 反復性
従来技術の問題	情報の判読不能	反復して利用する情報の漏洩	一回のみ利用する情報の漏洩	情報の判読不能
発明が解決した課題 / 発明の効果	情報の判読不能の回避	反復して利用する情報の秘匿	他人によるシール剥離行為の感知(不規則に転移する不透明な印刷層)	なし (問題提示のみ)
主体	- 貼付： 利用者 - 剥離： 利用者	- 貼付： 利用者 - 剥離： 利用者	- 貼付： 発送者 - 剥離： 利用者	- 貼付： 利用者 - 剥離： 利用者
構成	情報部上は非粘着領域	情報部上に非粘着領域があるかは不明	- 感圧性接着剤層の上に不透明の印刷層 - 情報部上は感圧性接着剤領域なし	情報部上も粘着領域
作用・機能	- 情報の判読不能の回避 - 反復して利用する情報の秘匿	- 反復して利用する情報の秘匿 - 他人によるシール貼り替え行為の感知(署名)	- 一回のみ利用する情報の秘匿 - 他人によるシール剥離行為の感知(不規則に転移する不透明な印刷層)	反復して利用する情報の秘匿

論点 1（課題）

当業者は、**文献 1 の個人識別番号保護シール**において、反復して貼り替えても判読不能にならないようにする**本件特許発明の課題を解決しようとするか？**

- ① 本件特許発明の課題が当業者に周知である場合、文献 1 に当該課題の記載がなくとも、当業者は課題解決に向けて文献 1 発明を改良しようとするか？
- ② 本件特許出願日から 5 年以上前の一利用者の感想である文献 3 のみを根拠に、本件特許発明の課題を個人識別番号保護シール製造・販売業者である当業者に周知の課題と認定することは妥当か？

論点 2（技術分野）

当業者が文献 1 の個人識別番号保護シールを改良するにあたり、文献 2 が属する秘密保持シート of 技術分野の**技術の適用を試みる程度に文献 1 及び 2 が属する技術分野は関連するか？**

論点 3（作用・機能）

文献 1 と文献 2 には、『**剥離行為を感知する**』という作用・機能の**共通性**がある。**文献 1** には明記はないがシール上の署名により他人によるシールの剥離を感知する作用・機能があり、**文献 2** は剥離の際に転移する不透明の印刷層により他人によるシート体の剥離を感知する作用・機能を有する。本件特許発明の課題とは対応せず、**感知のための構造は異なるものの、『剥離行為を感知する』という共通の作用・機能は、文献 2 を文献 1 に適用する動機付けとなるか？**

論点 4（効果）

当業者が文献 2 を文献 1 に適用する動機がある場合，反復して貼り替えても判読不能にならないという**本件特許発明の効果は，当業者が予測できる範囲内といえるか？**

論点 5（結論）

課題、技術分野、作用・機能、効果の論点を総合的に勘案し
本件特許は、有効か無効か？

シンポジウムへのご参加をお待ちしています

